

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【会社名】	スガイ化学工業株式会社
【英訳名】	SUGAI CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武田 晴夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	和歌山県和歌山市宇須四丁目4番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 武田 晴夫 は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。当社は、金融庁より公表されている「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成30年3月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。なお、この評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

当社は、「信頼性のある財務報告」を作成するための内部統制を適切に整備、運用及び維持するために「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、それに基づき評価手続を実施しております。

当社では、財務報告に係る内部統制の評価を行うに当たり、監査室長をプロジェクトリーダーとする内部統制システムプロジェクトチームにより、財務報告全体に重要な影響を与える内部統制（全社的な内部統制）の評価を実施し、その結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスの範囲を選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を与える統制上の要点を決定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかの評価を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に与える影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に与える影響の重要性については、金額的及び質的影響の重要性を考慮しており、全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、売上高に関わる全ての事業拠点を重要な事業拠点として選定しました。また、会社の事業目的に大きく関わる勘定科目を「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」とし、それに至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、財務報告に重大な影響を与える虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。